

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程の一部改正

現行					改正					改正理由
目次					目次					研究開発成果としての有体物の提供又は取得契約の件数は、令和4年度実績で府中地区が51件、小金井地区が37件と府中地区研究者の案件が多い。事務改組により、産学連携室は両地区に置かれたが、現在も府中地区で扱う契約の大半が、小金井地区産学連携室長が専決者となっているため、契約事務に時間がかかり、研究者に負担がかかっている。事務の迅速化のために
第1章 総則(第1条-第6条の2)					第1章 総則(第1条-第6条の2)					
第2章 管理(第7条・第8条)					第2章 管理(第7条・第8条)					
第3章 契約(第9条-第13条)					第3章 契約(第9条-第13条)					
第4章 雑則(第14条-第16条)					第4章 雑則(第14条-第16条)					
附則					附則					
別表					別表					
相手先の種別 ＼ 本学の立場	国又は学術研究機関等		企業		相手先の種別 ＼ 本学の立場	国又は学術研究機関等		企業		
	対価	無償	有償	無償		有償	無償	有償		
提供者	承認者	先端産学連携研究推進センター長※1	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長			
	契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は <u>小金井地区事務部産学連携室長</u> ※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は <u>小金井地区事務部産学連携室長</u>	名義者(署名する者)は学長。 専決は <u>小金井地区事務部産学連携室長</u>	名義者(署名する者)は学長。 専決は <u>小金井地区事務部産学連携室長</u>	名義者(署名する者)は学長。 専決は <u>地区事務部産学連携室長</u>	名義者(署名する者)は学長。 専決は <u>地区事務部産学連携室長</u>			

取得側	対価	無償	有償	無償	有償	取得側	対価	無償	有償	無償	有償	府中地区事務部産学連携室長も専決できるように改正する
	承認者	先端産学連携研究推進センター長※1	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長		承認者	先端産学連携研究推進センター長※1	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	
契約者	名義者(署名する者)は学長。専決は <u>小金井地区事務部産学連携室長</u> ※2	名義者(署名する者)は学長。専決は地区事務部事務部長※3	名義者(署名する者)は学長。専決は <u>小金井地区事務部産学連携室長</u> ※3	名義者(署名する者)は学長。専決は地区事務部事務部長※3	契約者	名義者(署名する者)は学長。専決は <u>地区事務部産学連携室長</u> ※2	名義者(署名する者)は学長。専決は地区事務部事務部長※3	名義者(署名する者)は学長。専決は <u>地区事務部産学連携室長</u> ※3	名義者(署名する者)は学長。専決は地区事務部事務部長※3			

附 則 (令和5年11月1日規程第45号)
この規程は、令和5年11月1日から施行する。